

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年3月19日

京都市中京区長 梅林 信彦

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
山口 正昭	起用都市中京区聚楽廻西町1 11番地 小松アパート5号	実態調査に基づく 職権消除	令和8年3月10 日

(中京区役所市民総合窓口室)